

第二十九号

徳島県税条例等の一部改正について

徳島県税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例等の一部を改正する条例

(徳島県税条例の一部改正)

第一条 徳島県税条例(昭和三十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二項中「平成二十八年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表を次のように改める。

第一項第一号イ	七千五百円	八千六百元
	八千五百円	九千七百元
	九千五百円	一万九百元
	一万三千八百円	一万五千八百円
	一万五千七百円	一万八千円
	一万七千九百元	二万五千元
	二万五千元	二万三千五百円
	二万三千六百円	二万七千円
	二万七千二百円	三万二千二百円

第一項	第一項第一号口	四万七百元	四万六千八百円
		二万九千五百円	三万三千九百円
		三万四千五百円	三万九千六百円
		三万九千五百円	四万五千四百円
		四万五千元	五万七千七百円
		五万千元	五万八千六百円
		五万八千元	六万六千七百円
		六万六千五百円	七万六千四百円
		七万六千五百円	八万七千九百円
		八万八千元	十万千二百円
		十一万千元	十二万七千六百円
	第一項第二号イ	六千五百円	七千百円
		九千元	九千九百円
		一万二千元	一万三千二百円
		一万五千元	一万六千五百円
		一万八千五百円	二万三百円
		二万二千元	二万四千二百円
		二万五千五百円	二万八千元
		二万九千五百円	三万二千四百円
		四千七百円	五千百円
	第一項第三号ロ	八千元	八千八百円
		一万千五百円	一万二千六百円
		一万六千元	一万七千六百円
		二万五百円	二万二千五百円

		二万五千五百円	二万八千円
		三万円	三万三千円
		三万五千円	三万八千五百円
		四万五千円	四万四千五百円
		六千三百円	六千九百円
	第一項 第三号ハ(1)	七千五百円	八千二百円
		一万五千百円	一万六千六百円
	第一項 第三号ハ(2)	一万二千円	一万二千二百円
		二万六千円	二万二千六百円
	第一項 第三号イ(2)	二万六千五百円	二万九千百円
		三万二千円	三万五千二百円
		三万八千円	四万八千八百円
		四万四千円	四万八千四百円
		五万五千円	五万五千五百円
		五万七千円	六万二千七百円
六万四千円		七万四千円	
第一項 第三号ロ	三万三千円	三万六千三百円	
	四万円	四万五千百円	
	四万九千円	五万三千九百円	
	五万七千円	六万二千七百円	
	六万五千五百円	七万二千円	
	七万四千円	八万四千四百円	
	八万三千円	九万三千三百円	
第一項 第四号	四千五百円	五千百円	

第一項第五号イ(1)	六千円	六千九百円
	六千五百円	七千百円
	九千円	九千九百円
	一万二千円	一万三千二百円
	一万五千円	一万六千五百円
	一万八千五百円	二万三百円
	二万二千円	二万四千二百円
	二万五千五百円	二万八千円
	二万九千五百円	三万二千四百円
	四千七百円	五千百円
第一項第五号イ(3)	一万三千九百円	一万五千二百円
第一項第五号ロ(1)	二万三千六百円	二万七千百円
	二万七千六百円	三万七千七百円
	三万千六百円	三万六千三百円
	三万六千円	四万四千四百円
	四万八百円	四万六千九百円
	四万六千四百円	五万三千三百円
	五万三千二百円	六万千円
	六万二千二百円	七万三百円
	七万四五百円	八万九百円
	八万八千八百円	十万二千百円
第一項第五号ロ(2)	八千円	八千八百円
	一万千五百円	一万二千六百円
	一万六千円	一万七千六百円

		二万五百万円	二万二千五百円
		二万五千五百円	二万八千円
		三万円	三万三千円
		三万五千円	三万八千五百円
		四万五百万円	四万四千五百円
		六千三百円	六千九百円
		二万八千三百円	三万千円
第一項第五号ハ		四千五百円	五千百円
		六千円	六千九百円
第二項第一号		三千七百万円	四千百円
		四千七百万円	五千二百円
		六千三百円	六千九百円
第二項第二号		五千二百円	五千七百円
		六千三百円	六千九百円
		八千円	八千八百円

附則第二十三項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第四号中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率」に、「に百分の百二十」を「であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百十」に改め、「かつ同号に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上」を削り、同項の表を次のように改める。

第一項第一号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円

		一万五千七百円	四千円
		一万七千九百円	四千五百円
		二万五五百円	五千五百円
		二万三千六百円	六千円
		二万七千二百円	七千円
		四万七五百円	一万五五百円
	第一項 第一号ロ	二万九千五百円	七千五百円
		三万四千五百円	九千円
		三万九千五百円	一万円
		四万五千円	一万五千五百円
		五万千円	一万三千円
		五万八千円	一万四千五百円
		六万六千五百円	一万七千円
		七万六千五百円	一万九千五百円
		八万八千円	二万三千円
		十一万千円	二万八千円
	第一項 第二号イ	六千五百円	二千円
		九千円	二千五百円
		一万二千円	三千円
		一万五千円	四千円
		一万八千五百円	五千円
二万二千円		五千五百円	
二万五千五百円		六千五百円	
二万九千五百円		七千五百円	

第一項 第二号ロ	四千七百円	千二百円
	八千円	二千円
	一万千五百円	三千円
	一万六千円	四千円
	二万五五百円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	三万円	七千五百円
	三万五千円	九千円
	四万五五百円	一万五五百円
	六千三百円	千六百円
第一項 第二号ハ(1)	七千五百円	二千円
	一万五千五百円	四千円
第一項 第二号ハ(2)	一万二千円	三千円
	二万六五百円	五千五百円
第一項 第三号イ(1)	一万二千円	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千円	七千五百円
第一項 第三号イ(2)	二万六千五百円	七千円
	三万二千円	八千円
	三万八千円	九千五百円

		四万四千円	一万千円
		五万五百円	一万三千円
		五万七千円	一万四千五百円
		六万四千円	一万六千円
	第一項第三号ロ	三万三千円	八千五百円
		四万千円	一万五百円
		四万九千円	一万二千五百円
		五万七千円	一万四千五百円
		六万五千五百円	一万六千五百円
		七万四千円	一万八千五百円
		八万三千円	二万千円
	第一項第四号	四千五百円	千五百円
		六千円	千五百円
	第一項第五号イ(1)	六千五百円	二千円
		九千円	二千五百円
		一万二千円	三千円
		一万五千円	四千円
		一万八千五百円	五千円
		二万二千円	五千五百円
		二万五千五百円	六千五百円
二万九千五百円		七千五百円	
四千七百円		千二百円	
第一項第五号イ(3)	一万三千九百円	三千五百円	
第一項第五号ロ(1)	二万三千六百円	六千円	

		二万七千六百円	七千円
		三万千六百円	八千円
		三万六千円	九千円
		四万八千円	一万五千円
		四万六千四百円	一万二千円
		五万三千二百円	一万三千五百円
		六万二千二百円	一万五千五百円
		七万四千円	一万八千円
		八万八千八百円	二万二千五百円
	第一項第五号ロ(2)	八千円	二千円
		一万千五百円	三千円
		一万六千円	四千円
		二万五千円	五千五百円
		二万五千五百円	六千五百円
		三万円	七千五百円
		三万五千円	九千円
		四万五千円	一万五千円
		六千三百円	千六百円
		二万八千三百円	七千五百円
	第一項第五号ハ	四千五百円	千五百円
		六千円	千五百円
	第二項第一号	三千七百円	千円
		四千七百円	千二百円
		六千三百円	千六百円

第二項第二号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百円
	八千円	二千円
第四項第一号	七千五百円	二千円
	二万九千五百円	七千五百円
第四項第二号	六千五百円	二千円
	八千円	二千円
第四項第三号	一万二百円	三千円
	一万三千二百円	三千三百円

附則第二十四項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百二十」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年分」の自動車税に限り、当該自動車は平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第一項第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五五百円	一万五五百円
	二万三千六百円	一万二千円
	二万七千二百円	一万四千円
	四万七五百円	二万五五百円

第一項	第一項第一号口	二万九千五百円	一万五千円
		三万四千五百円	一万七千五百円
		三万九千五百円	二万円
		四万五千円	二万二千五百円
		五万円	二万五千五百円
		五万八千円	二万九千円
		六万六千五百円	三万三千五百円
		七万六千五百円	三万八千五百円
		八万八千円	四万四千円
		十一万円	五万五千五百円
		第一項第二号イ	六千五百円
	九千円		四千五百円
	一万二千円		六千円
	一万五千円		七千五百円
	一万八千五百円		九千五百円
	二万二千円		一万千円
	二万五千五百円		一万三千円
	二万九千五百円		一万五千円
	四千七百円		二千四百円
	第一項第三号ロ		八千円
		一万千五百円	六千円
		一万六千円	八千円
		二万五万円	一万五万円
		二万五千五百円	一万三千円

		三万円	一万五千円	
		三万五千円	一万七千五百円	
		四万五千円	二万五千円	
		六千三百円	三千二百円	
	第一項 第三号ハ(1)		七千五百円	四千円
			一万五千円	八千円
	第一項 第三号ハ(2)		一万二千元	五千五百円
			二万六千元	一万五千円
	第一項 第三号イ(1)		一万二千元	六千円
			一万四千五百円	七千五百円
			一万七千五百円	九千円
			二万円	一万円
			二万二千五百円	一万五千円
			二万五千五百円	一万三千円
			二万九千円	一万四千五百円
			二万六千五百円	一万三千五百円
	第一項 第三号イ(2)		三万二千元	一万六千円
			三万八千円	一万九千円
			四万四千元	二万二千元
			五万五千円	二万五千五百円
		五万七千円	二万八千五百円	
		六万四千元	三万二千元	
		三万三千元	一万六千五百円	
第一項 第三号ロ		四万円	二万五千円	

		四万九千円	二万四千五百円
		五万七千円	二万八千五百円
		六万五千五百円	三万三千円
		七万四千円	三万七千円
		八万三千円	四万五千五百円
	第一項第四号	四千五百円	二千五百円
		六千円	三千円
	第一項第五号イ(1)	六千五百円	三千五百円
		九千円	四千五百円
		一万二千円	六千円
		一万五千円	七千五百円
		一万八千五百円	九千五百円
		二万二千円	一万千円
		二万五千五百円	一万三千円
		二万九千五百円	一万五千円
		四千七百円	二千四百円
	第一項第五号イ(3)	一万三千九百円	七千円
	第一項第五号ロ(1)	二万三千六百円	一万二千円
		二万七千六百円	一万四千円
		三万千六百円	一万六千円
三万六千円		一万八千円	
四万八百円		二万五千円	
四万六千四百円		二万三千五百円	
五万三千二百円		二万七千円	

	六万二千二百円	三万千円
	七万四五百円	三万五千五百円
	八万八千八百円	四万四千五百円
第一項第五号ロ(2)	八千円	四千円
	一万五千五百円	六千円
	一万六千円	八千円
	二万五五百円	一万五五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	三万円	一万五千円
	三万五千円	一万七千五百円
	四万五五百円	二万五五百円
	六千三百円	三千二百円
	二万八千三百円	一万四千五百円
第一項第五号ハ	四千五百円	二千五百円
	六千円	三千円
第二項第一号	三千七百円	千八百円
	四千七百円	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
第二項第二号	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円
第四項第一号	七千五百円	四千円
	二万九千五百円	一万五千円
第四項第二号	六千五百円	三千五百円

	八千円	四千円
第四項第三号	一万二百円	五千三百円
	一万三千二百円	六千六百円

**第二条** 徳島県税条例の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条の二」を「第四十一条」に、「第七節 自動車取得税（第三十五条―第四十一条）」を「第七節 軽油引取税（第四十二条―第四十七条）」に、「第五十三条の四」を「第五十三条の十八」に改める。

第三条第一号中「自動車取得税  
軽油引取税」を「軽油引取税」に改める。

第四条第一項中「、自動車取得税」を削り、「並びに自動車税」、「又は自動車税」及び「、自動車税」の下に「の種別割」を加え、「自動車取得税に」を「自動車税の環境性能割に」に改める。

第九条中「、自動車取得税」を削り、「（自動車税）及び「、自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第十一条第一項中「届出」を「届出その他の手続」に改め、同条第二項中「、自動車取得税」を削る。

第十五条第一項中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「においては」を「には」に、「においても」を「も」に改める。

第二章第七節を削る。

第二十八条から第三十四条までを削る。

第三十四条の二を第二十八条とし、同条の次に次の十三条を加える。

**第二十九条から第四十一条まで** 削除

第二章第七節の二を同章第七節とする。

第五十三条の四の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「月割り」を「月割」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第三項中「二に」を「いずれかに」に、「自動車税の」を「種別割の」に改め、同項第一号中「自動車税」を「種別割」に改め、第二章第八節中同条を第五十三条の十八とする。

第五十三条の三の見出し並びに同条第一項及び第二項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第三項中「によつて自動車税」を「により種別割」に改め、同条を第五十三条の十七とする。

第五十三条の二の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「によつて自動車税」を「により種別割」に改め、同条第三項

中「自動車税を」を「種別割を」に改め、同項第一号中「自動車税」を「種別割」に、「第四十九条の二第一項の規定によつて」を「第五十三條の七の規定により」に改め、同項第二号イ中「自動車税の」を削り、同号ロ中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第五十三條の十六とする。

第五十三條の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「によつて自動車税」を「により種別割」に改め、同条第三項中「自動車税を」を「種別割を」に改め、同項第一号中「自動車税」を「種別割」に、「第四十九条の二第一項の規定によつて」を「第五十三條の七の規定により」に改め、同項第二号イ中「自動車税の」を削り、同号ロ中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第四項中「自動車税」を「種別割」に、「以降」を「以後の各年度」に、「同項」を「当該各年度の四月一日において同項」に改め、同条を第五十三條の十五とする。

第五十二條の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「とき又は」を「とき、又は」に、「規則の」を「規則で」に改め、同条を第五十三條の十四とする。

第五十一條の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「第四百四十五條第二項」を「第四百四十七條第一項」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「に処する」を「を科する」に改め、同条を第五十三條の十三とする。

第五十條の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「においては」を「には」に、「道路運送車両法第七條の規定による登録」を「新規登録」に、「第五百五十二條第一項」を「第七百七十七條の十三第一項」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七條の規定による登録」を「新規登録」に、「第五百五十二條第一項」を「第七百七十七條の十三第一項」に改め、同条第三項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第四項中「第四百四十五條第二項」を「第四百四十七條第一項」に、「においては」を「には、その都度」に改め、「そのつど」を削り、同条第五項中「第四百四十五條第二項」を「第四百四十七條第一項」に改め、「の各号」を削り、同条を第五十三條の十二とする。

第四十九條の五中「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税証紙代金収納印」を「種別割証紙代金収納印」に改め、同条を第五十三條の十一とする。

第四十九條の四中「自動車税」を「種別割」に、「第四十九條の三」を「第五十三條の八」に改め、同条を第五十三條の十とする。

第四十九條の三の二（見出しを含む。）中「自動車税証紙代金収納印」を「種別割証紙代金収納印」に改め、同条を第五十三條の九とする。

第四十九條の三の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、「、十円、三十円、五十円」を削り、「及び一万円」を「、一万円及び十万円」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第五十三條の八とする。

第四十九條の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「第五百五十一條第三項の規定によつて自動車税」を「第七百七十七條の十一第三項の規定により種別割」に、「第七條の規定による登録」を「第七條第一項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）」に、「際に」を「ときに」に、「自動車税の証紙を第五十條第一項又は第二項」を「種別割の証紙を法第七百七十七條の十三第一項」に、「にはつて」を「又は報告書に貼つて」に、「には、」を「においては、」に、「自動車税に」を「種別割に」に、「自動車税額」を「種別割額」に、「自動車税証紙代金収納印」を「種別割証紙代金収納印」に、「によつて、自動車税」を「により、種別割」に改め、同条第二項を削り、同条を第五十三條の七とする。

第四十九条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「自動車税の賦課期日後あらたに」を「法第七十七条の八に規定する種別割の賦課期日（以下この節において「賦課期日」という。）後新たに」に改め、同条を第五十三条の六とする。

第四十八条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「の自動車」を「に該当する自動車」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「自動車税」を「種別割」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第四百四十六条第一項の規定によつて」を「第四百四十八条第一項の規定により」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第五十三条の五とする。

第四十八条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し」を「次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第三号中「除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、同号イ(1)中「一般乗合用のもの」を「一般乗合用バス」に、「供するもの」を「供するバス」に、「以下自動車税について同様とする」を「(2)において同じ」に改め、同号イ(2)中「一般乗合用のもの以外のもの」を「一般乗合用バス以外のバス」に改め、同条第二項中「あるもの」の下に「に対して課する種別割」を加え、「額を」を「額を、」に改め、同条第三項中「学校（」の下に「以下この条及び」を、「幼保連携型認定こども園」の下に「(以下「幼保連携型認定こども園」という。)の設置者」を、「かつ、」の下に「その設置する学校又は幼保連携型認定こども園において」を加え、同条第四項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外のもの」を「法第四百四十九条第一項第一号に規定する電気自動車」に、「係る自動車税」を「対して課する種別割」に改め、同条を第五十三条の四とし、第二章第八節中同条の前に次の八条を加える。

#### （自動車税の非課税の範囲）

**第四十八条** 法第四百四十八条第二項に規定する条例で定める自動車は、日本赤十字社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供するもので、次に掲げるものとする。

- 一 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車
- 二 血液事業の用に供する自動車
- 三 救護資材の運搬の用に供する自動車

#### （環境性能割の納付の方法）

**第四十九条** 環境性能割の納税義務者は、法第六十条第一項又は法第六十一条の規定により環境性能割額を納付する場合（法第七十条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。）には、法第六十条第一項に規定する申告書又は法第六十一条第二項に規定する修正申告書に次条に規定する環境性能割の証紙を貼つてしなければならない。この場合においては、納税義務者は、環境性能割に係る証紙代金収納計器により当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。次項において同じ。）に相当する金額を表示する印（以下「環境性能割証紙代金収納印」という。）の押印を受けることにより、環境性能割の証紙に代えることができる。

2 環境性能割の納税義務者は、法第六十条第一項又は法第六十一条の規定により環境性能割額を納付する場合には、前項の証紙に代えて、当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。

(環境性能割の証紙の種類及び様式)

**第五十条** 環境性能割の証紙の種類は、百円、三百円、五百円、千円、三千円、五千円、一万円及び十万円とする。

2 環境性能割の証紙の様式は、規則で定める。

(環境性能割証紙代金収納印の印影の形式)

**第五十一条** 環境性能割証紙代金収納印の印影の形式は、規則で定める。

(徳島県収入証紙条例の規定の準用)

**第五十二条** 徳島県収入証紙条例(昭和三十九年徳島県条例第二十一号)第四条から第七条までの規定は、環境性能割の証紙の取扱いについて準用する。この場合において、同条例第七条中「第三条」とあるのは、「徳島県税条例第五十条」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

**第五十三条** 前条に規定するもののほか、環境性能割の証紙及び環境性能割証紙代金収納印の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

**第五十三条の二** 環境性能割の納税義務者が法第六十条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

(環境性能割の減免)

**第五十三条の三** 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、当該自動車の取得者の申請により、環境性能割を減免することができる。ただし、第三号、第五号又は第六号に該当する自動車に対しては、規則で定める額を限度とする。

一 医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関(以下「公的医療機関」という。)の救急自動車又は主としてべき地巡回診療の用に供する自動車

二 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人その他同法第二条に規定する社会福祉事業を営む者(以下「社会福祉法人等」という。)の専らその本来の事業の用に供する自動車

三 身体障害者(身体に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。)、身体障害者等(身体障害者又は精神障害者(精神に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。))をいう。以下この条において同じ。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者が運転する自動車

あつて、当該身体障害者等が取得したもの（当該身体障害者等が年齢十八歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者が取得したものを含む。）で知事が必要と認めるもの

四 構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車のうち、身体障害者等の日常生活に不可欠であると知事が認めるもの

五 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車

六 専ら身体障害者が運転するため構造の変更がなされた自動車で営業用のもの

七 取得の日から一月以内に天災により滅失した自動車

八 特定非営利活動法人が、特定非営利活動促進法第十一条第一項第三号に規定する特定非営利活動に係る事業の用に供するためのものと認められる自動車を当該特定非営利活動法人の設立の日以後五年以内に無償で譲り受けた場合における当該自動車

2 前項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、法第六十条第一項の申告書を提出する際に、規則で定める事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類（前項第四号、第五号又は第六号に該当する自動車にあつては、減免を必要とする自動車であることを証する書類）を添付して、知事に提出しなければならない。

3 第一項第三号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、前項の申告書を提出する際に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳）（以下単に「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条の規定により交付された身体障害者、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者の運転免許証を提示しなければならない。

4 第一項第四号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、第二項の申告書を提出する際に、規則で定める場合を除き、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない。

附則中第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項の前の見出しを削り、同項を第十一項とし、同項の前に見出しとして「（中小法人等に対する不均一課税）」を付し、第十三項を第十二項とし、附則第十四項中「附則第十二項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第十五項中「附則第十二項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第十四項とし、附則中第十六項を第十五項とし、第十七項から第十九項までを一項ずつ繰り上げ、第二十項を削り、第二十一項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（自動車税の種別割の税率の特例）」を付し、同項中「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「第五十三条の四第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第四十八条第一項及び第二項」を「同

項及び同条第二項」に改め、同項第一号中「道路運送車両法第七条第一項」を「法第四百四十七条第三項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「法第四百四十九条第一項第五号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項を附則第十九項とし、附則中第二十二項及び第二十三項を削り、第二十四項を第二十項とし、第二十五項を第二十一項とし、第二十六項を第二十二項とし、第二十七項の前の見出しを削り、同項を第二十三項とし、同項の前に見出しとして「(個人の均等割の税率の特例)」を付し、第二十八項を第二十四項とし、第二十九項から第三十一項までを四項ずつ繰り上げ、第三十二項の前の見出しを削り、同項を第二十八項とし、同項の前に見出しとして「(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民税の特例)」を付し、第三十三項を第二十九項とし、第三十四項を第三十項とし、第三十五項を第三十一項とする。

(徳島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第三条** 徳島県税条例の一部を改正する条例(平成二十八年徳島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第三条及び附則第七項(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日
  - 二 第二条並びに附則第三項から第六項まで、附則第七項中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例(昭和三十七年徳島県条例第四十号)の題名の改正規定、同条例第一条の改正規定(「自動車税」の下に「の種別割」を加える部分に限る。)、同条例第三条第一項の改正規定、同条例第二項の改正規定(「証紙」を「証紙に」に改める部分を除く。)、同条を同条例第四条とする改正規定、同条例第二条の改正規定、同条を同条例第三条とする改正規定、同条例第一条の二の見出しの改正規定、同条の改正規定(「対する自動車税」を「対して課する自動車税の種別割」に改める部分に限る。)、同条を同条例第二条とする改正規定及び同条例様式第一号の改正規定(「Registration」を「Registration」に改める部分及び「Deliver」を「Delivery」に改める部分を除く。)並びに附則第八項から第十一項までの規定 平成三十一年十月一日
- (自動車税に関する経過措置)
- 2 第一条の規定による改正後の附則第二十二項から第二十四項までの規定は、平成二十九年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 3 第二条の規定による改正後の徳島県税条例(以下「三十一年新条例」という。)の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、平成三十一年十月一日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

4 三十一年新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成三十一年度分の平成三十一年十月一日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

5 平成三十一年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）に規定する自動車税（次項において「旧自動車税」という。）を課されたことがある自動車についての三十一年新条例第五十三条の十四の規定の適用については、同条中「種別割」とあるのは、「平成三十一年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前の地方税法に規定する自動車税又は種別割」とする。

6 平成三十一年度以前の年度分の旧自動車税を課されたことがある者についての三十一年新条例第五十三条の十八第三項第一号の規定の適用については、同号中「種別割に」とあるのは、「平成三十一年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前の地方税法に規定する自動車税又は種別割に」とする。

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正）

7 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

題名中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第一条中「昭和三十七年法律第二百二十六号」を「昭和三十五年法律第二百二十六号」に、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」に、「基き」を「基づき」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第四条を削る。

第三条第一項中「掲げる」を「規定する」に、「対する自動車税」を「対して課する自動車税の種別割」に改め、「毎年四月中（」の下に「法第七十七条の八に規定する種別割の」を、「に自動車税」及び「当該自動車税」の下に「の種別割」を加え、「において」を削り、同条第二項中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「証紙」を「証紙に」に、「とき」を「時」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「対する自動車税」を「対して課する自動車税の種別割」に、「第四十九条」を「第五十三条の七」に、「第一百五十一条」を「第七十七条の十一」に改め、同条を第三条とする。

第一条の二の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条中「、契約者又は軍人用販売機関等（特例法第二条第六号又は第七号に規定するもの）」を「（特例法第二条第四項に規定する合衆国軍隊の構成員等をいう。以下同じ。）、契約者（同条第五項に規定する契約者をいう。以下同じ。）又は軍人用販売



## 提案理由

地方税法の一部が改正され、自動車取得税の廃止及び自動車税における環境性能割の導入が行われること並びに地方税法等の一部を改正する等の法律の一部が改正され、自動車に係る環境への負荷の程度に応じた自動車税の税率の特例措置が見直されること並びに法人住民税の法人税割の税率の引下げの実施時期及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止時期の変更が行われたことに伴い、所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。